

令和7年9月5日

市政記者クラブ 様

教育委員会事務局学校保健課  
担当 津田、服部  
電話 972-3245

### 市立小学校における健康診断関係文書の紛失について

この度、個人情報が含まれる文書を紛失する事案が発生しましたので、下記のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1 学校名

市立長根台小学校（緑区）

#### 2 紛失した文書及び含まれる個人情報

##### (1) 紛失した文書

心臓検診診断票（問診票、心電図）

令和2年度1年生（87名）および令和3年度1年生（97名） 計184名分

##### (2) 当該文書に含まれる個人情報

氏名、性別、保護者記載の問診内容、学校医所見、心電図波形結果

#### 3 紛失の経緯

- ・ 9月2日（火）に保護者から学校あてに心臓検診にかかる資料提供の依頼があった。
- ・ 9月3日（水）に学校が当該文書の所在を確認したところ、所定の保存場所で見つからなかった。その後、複数の職員で校内を探したが、見つからなかった。
- ・ 当時の担当職員への聞き取りから、令和2年度と令和3年度の当該文書ファイルの背表紙には、保存年限が記載されていなかったことがわかった。本来であれば当該文書の保存期間は5年としているが、当該校では保存年限の記載のない文書については、保存期間1年で廃棄することとしていたため、保存年限より前に当該文書を誤って廃棄してしまったものと考えられる。
- ・ なお、当該文書は施錠された部屋で保存管理されており、盗難等の可能性は低い。また、文書の廃棄についても溶解により適切に処分されていることを確認した。

#### 4 事後の対応、再発防止策

- (1) 9月4日（木）、該当学年の保護者に説明と謝罪を行いました。
- (2) 当該校において個人情報の管理や取扱について再度全職員に周知するとともに、保存文書については個々のファイルに該当年度と保存年限を全て記載し、誤廃棄を防ぐ対策を講じました。

(3) 全市立学校に対し、同様の事案がないか文書の保管状況の確認を指示するとともに、個人情報を含む文書の管理徹底について注意喚起を行います。

**【参考】** 本市における心臓検診

学校保健安全法第13条、同法施行規則第6条第1項および同第7条第6項に基づき、小・中・高校の1年生に心電図検査を実施するほか、特別支援学校の全学年、前年度未受診者、前年度転入者（検査実施後）にも実施している。